

令和4年度第4回箕面市支援教育充実検討委員会 議事録

日時：令和4年7月25日（木）午後6時30分から午後8時00分

場所：オンライン開催

出席者：伊丹委員長、小田委員、野口委員、五十嵐委員、橋本委員、中西委員、
今村委員、谷口委員、柳原委員、吉川委員、ゆうやけの会代表者、つばさの会代表者、
新居教諭（小学校通級担当者）、文教諭（中学校通級担当者）

事務局：藤迫教育長、藤村副教育長、岡局長、藪本副部長、金城学校教育監、濱口担当副部長、
三島学校教育室長、柴田教職員人事室長兼教育センター所長、銚之原保育幼稚園総務室
長兼保育・幼児教育センター準備室長

人権施策室：川田室長補佐、後藤人権教育グループ長、田口参事

傍聴者：11名

1. 開会

（伊丹委員長）

「令和4年度第4回箕面市支援教育充実検討委員会」を開催いたします。本日の司会進行を務めます、委員長の伊丹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、校内支援の議論がございますので、通級担当者として、小学校で通級を担当されている新居教諭と、中学校で通級を担当されている文教諭にもご参加いただきます。よろしくお願いいたします。

2. 議事

案件1－1 支援教育介助員の役割、配置の再構築

○資料に基づいて事務局から説明

（伊丹委員長）

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見はございますか。吉川委員、よろしくをお願いします。

（吉川委員）

現在、中学校で介助員をさせていただいております。この度、箕面市でも介助員の再構築をしていくにあたり、これから支援教育の介助員の役割がより充実したものになればいいなと思っております。

（伊丹委員長）

ありがとうございます。柳原委員、いかがですか。

（柳原委員）

小学校で介助員をさせていただいております。吉川委員と同じですが、もしこれから制度や介助員の働き方が変化していくのであれば、1番は子どもたちにとってより良い働き方を先生がたや保護者のかたと一緒に考えていければと思っています。

（伊丹委員長）

非常に心強いご意見をいただきありがとうございます。課題として挙げられている、ワーキンググループ内で提案された対応例についてです。「他市のように通常学級におけるサポートとして、「（仮称）学びの充実サポーター」の配置を検討し、支援教育介助員の配置を再構築する。」に関して、ご意見やご質問はございませんか。通常学級にも発達の特長や愛着等に困っている子どもがいます。そこにサポートとして介助員に入っていただきたいですが、その場合、支援学級籍の子どもに対する支援というふうに捉えられてしまうということが懸念されると思います。その他、ご意見やご質問ございますか。

(つばさの会代表)

秋田県由利本荘市では中学校4校に対し、特別支援教育支援員を43人配置がありますが、これは国で決まっている配置以上のものだと思います。どのようにされているかなど、お分かりになりますか。

(伊丹委員長)

これは、小中学校合わせて43人ということですか。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

はい。小中学校合わせて43人の任用となっております。

(つばさの会代表)

箕面市の支援教育介助員数についてですが、令和3年度から4年度について、中学校で7人減となっております。その理由はありますか。

(伊丹委員長)

この理由についてはどうでしょうか。事務局にお答えいただけたらと思います。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

令和4年度の数字につきましては、予算ベースの数値となっております。基本的に、各年度末の実人数を記載しておりますが、令和4年度は、現在の予算ベースとして人数が少し減っているという形です。ただ毎年の現状といたしましては、1人分の予算を計上した上で、時間を分けて2人任用する場合もございますので、数字上で見ると減っているように見えるというような状況でございます。

(つばさの会代表)

ありがとうございます。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。その他、ご質問やご意見ございますか。

(野口委員)

介助員のお二方にお聞きしたいのです。これまでは支援学級に在籍している子どもたちへのサポートという役割を再構築していくにあたり、支援学級に在籍している子ども以外の子どもたちも含めて、支援をしていく方向性について、議論が行われています。支援学級の子どもを中心にサポートしていただいていると思いますが、通常学級に在籍する子どもの中にも支援を必要とする子どもがいるかと思えます。そのようなことを実際、現場で感じることはありますか。

(吉川委員)

現在もやはり、支援学級に在籍の子どもと通常学級の子どもを繋ぐ意味で、通常学級の生徒とも関わりを持つようにしています。基本的に支援学級在籍の子どもが中心ですが、実技教科等で困っている子どもがいたら、もちろん支援学級在籍の子どもを中心としながら、余裕のある範囲で支援学級在籍の子ども以外をサポートすることも、あると思います。学校やその状況によって異なると思いますが、基本、支援学級在籍の子どもが中心ということを決して忘れることなく、余力があれば、サポートという形をとらせていただいております。

(柳原委員)

小学校では特に、授業の中だけでなく生活自体に深くサポートする場面も多いです。例えば、私たち介助員と支援学級在籍の子どもの2人の世界にならないよう、どのようにすれば友達と仲良くなれるのかという点を強く意識しながら、サポートしています。支援学級在籍の子ども

が中心ではありますが、周りの子どもたちにも声を掛けたり、また逆に助けていただいたりしながら、サポートにあたっているところです。

(野口委員)

ありがとうございます。今のお話をお聞きして、支援学級在籍の子どもだけサポートするのではなく、もちろんその子どもを中心としながら、周りのかたも含めて支援をされている実態であるということも含めて、今回のような「(仮称)学びの充実サポーター」という形で、再構築されていくのはより実態に合った役割を担えるのではないのかなと思いました。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。ワーキンググループ内で提案された対応例で挙げられている支援教育介助員の配置の再構築については、そのとおりだと思います。また、「(仮称)学びの充実サポーター」の業務範囲も検討しなければなりません。全介助員を「(仮称)学びの充実サポーター」に変更し、通常学級、通級指導教室、支援学級など、在籍にかかわらず校内で困っている子どもたち全員をサポートできるようなシステムに変更すべきだと考えますが、この点に関してご意見ございますか。

(今村委員)

再構築するうえで考えておかなければならないことがあると思います。現在の介助員と支援担任との関係でいいますと、支援担任が個別の指導計画や子どもの背景を踏まえて、介助員にこのような計画で考えていると伝えていきます。そのため、支援の対象が通常学級の子どもになった際には介助員がどの視点でどこを根拠に、誰に指示を仰ぐか考える必要があると思います。

(伊丹委員長)

貴重なご意見ありがとうございます。通常学級担任との連携も深めながら、支援していくことが大切です。介助員の業務内容を広めていくのであれば、連携の幅も広げる必要があると思います。また支援の技量を高めるためにも、研修を増やすなど、介助員のかたが安心して、「(仮称)学びの充実サポーター」になっていただけるよう、考えていかなければなりません。

(柳原委員)

現在、私たちが安心して子どもたちの支援を行っているのは、やはり支援担任からの細かな指示や、子どもの背景、どこに困り感があるかななどの詳しい情報を共有していただいているからです。例えば、「1年1組に行ってください。」という指示だけでは、どの子どもが支援が必要なのか、その子どもに付きたい力は何かなど頑張るポイントが、どこかがわからず、結局何の支援にもならなかったということになる可能性があります。そのため、新しい支援体制を活かすためにも、誰と連携をとるのか、誰に相談するのかなど、現在行っていることをベースに支援コーディネーターの先生や通常学級担任、教科担任とどう相談していくのかというシステムや方向性を校内で考えていければと思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。その他、ご意見ございますか。

(野口委員)

今おっしゃっていただいた点、とても大切だと思います。私が現在、関わっている学校で行っている取り組みの共有をさせていただきたいと思います。現在、学習指導要領上では通級と支援学級の子どもに関して、個別の教育支援計画と指導計画を必ず作成しなければならないと書いてありますが、併せて、通常学級に在籍している支援が必要な子どもについても、義務づけられてはいませんが、個別の指導計画の作成が推奨されている状況です。そのため、現在の支援学級や通級ほど細かいものではなくていいですが、特に中学校では、教科ごとに先生も違いますので、共通理解を行うために、その子どもに通常学級でどういう合理的配慮があるのか、どのような支援ができるのかということ、口頭だけでなく書面で書いておくこともとても大切

だと思えます。例えば、私が関わっている学校では、1学期に1回程度、校内委員会のような形で、学年担任の先生がたと支援に関わる先生がたと簡易的にですが、話し合いを行い、誰に支援が必要か、通常学級でどのような支援を行うのか、個人ごとの支援計画ではなく、簡単な表にまとめ、各教科の担当の専科の先生がそれを見ながら支援を行うというような形です。口頭で話し合う時間が多くあれば当然いいですが、パソコンのシステム上に書面等できちんと記載をすることと、そのことを共通理解する場を持つようにする仕組みづくりは参考になるかと思えます。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。個別の指導計画、支援計画に基づいて、書面でやりとりするシステムや、校内委員会に入っていただくということは非常に大事だと思えます。私の学生もアルバイトで、支援サポーターのような形で入っている学生もいます。その学生たちの話を聞いていても、簡単にこういうところを見てくれなど、指示が書かれたものをコーディネーターの先生にもらい、それで共有しています。ただ、毎回、担当の先生と打ち合わせするとなれば、先生の業務も非常に拡大してしまうこととなりますので、どこかで窓口を決めていただく必要があると思えます。その他、ご意見はございませんか。

(小田委員)

充実させることを前提にしながらも、伊丹委員長がおっしゃったように、他の先生の業務が増える可能性があります。例えば、初任の先生でいえば、恐らく「(仮称)学びの充実サポーター」のかたのほうが年齢、経験が上になります。その際に、初任者はどのようにお願いすればいいのか、うまくお伝えできるかと不安に感じるかもしれません。また、子どもから見ると、どちらの言うことがいいのかなど、そのあたりを整理していく必要があると思えます。「(仮称)学びの充実サポーター」のかたを全面的にサポートするかたや、コーディネートする人はコーディネーターになるのか管理職になるのかなど、このあたりの役割も決めておかなければならないと思えます。充実のためには、連携が必要です。そして連携のためには、時間など現在行っている体制以外にプラスしていくこととなるため、少し重荷に感じる先生が出てこないかと心配です。この点は検討すべきことだと思えます。基本的には、この形で行えればと思えますが、そのためには必要なことを検討しておく必要があると思えます。特に、コーディネーターが総括するのか、あるいは担任の先生に任すのか、管理職が総括するのかなど、そのような点も考える必要があると思えます。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。負担のかからないようにすることが重要であると思えます。

(小田委員)

今の付け加えですが、その「(仮称)学びの充実サポーター」のかたは、疑問に思ったことや、不安なことなど誰かに相談する窓口が必要になると思えます。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。ゆうやけの会代表、お願いします。

(ゆうやけの会代表)

「(仮称)学びの充実サポーター」の業務範囲についてですが、「(仮称)学びの充実サポーター」の人がこの子どもは必要な支援があるなどということを見つけていくと思うのですが、現場の先生から見ると支援が必要と思っても、支援を求めている、必要としない親もいらっしゃると思えます。そのため、保護者に一歩突っ込んだ話ができる体制があればと感じました。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。続いてワーキンググループ内で提案された対応例の2つ目、「『(仮称) 学びの充実サポーター』を配置する場合、支援教育介助員との業務の違いを明確にする。」についてです。こちらについては、変更することで反対意見がないため割愛いたします。では次に、「『(仮称) 学びの充実サポーター』の業務範囲は、どのように設定すべきか。」についてです。この件に関しては、通常学級、通級指導教室、支援学級などの在籍にかかわらず、学校内で困っている子どもたち、またサポートを必要としている子どもたちを支援するほうがよいという意見がありましたので、これは賛成として、捉えてよろしいですね。また、「『(仮称) 学びの充実サポーター』に資格要件は、必要か。」についてですが、これに関しましては、今までと同様に、任期付職員については教員免許、保育士資格、ヘルパー資格を求め、会計年度職員については、資格要件を不要として問題ありませんか。全国的な問題ですが、教員が不足しています。そのため、有資格者に限定してしまうと、人材が確保できない可能性があります。そのため、研修等で担保することが非常に大事だと思います。その他、ご意見ございますか。

(五十嵐委員)

「(仮称) 学びの充実サポーター」について、介助員の配置の再構築をするということですが、新たに雇うとは書かれていません。そのため、例えば介助員が100人いた場合、その中の20人をサポーターにするという考え方であると私は認識しています。つまり、新しく財政措置を行い、現在の介助員に上乘せをする、ということではないと認識しています。また、雇用形態をあまり変えてしまうと、現在いる介助員の配置転換をする際に、資格がないためサポーターには移動できないという課題が出てくると思います。また、介助員がサポーターに移動するということは、支援学級に入っていない子どもたちの支援をするということであるため、支援学級に入っている子どもたちや、その保護者から見ると、自分たちにもらっていた支援の時間を減らし、通常学級で支援が必要な子どもたちへの支援を増やすという形にならないかと危惧をしています。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。部分的に変えていくか、あるいは全員を変えるのか、このあたりはどうですか。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

事務局としましては、全介助員のかたが移行をされて、学校で困り感のある子どもをサポートいただければと思っております。

(五十嵐委員)

支援学級に入っている子どもたちから見ると、自分たちの時間数が減り、通常の学級の子もたちへの支援が増えるという認識でよろしいですか。

(新居教諭)

私は、そうなる支援学級在籍の子どもも保護者のかたもすごく不安に思われると思いますので、今までされているように、まずは、支援学級の子どもの中心にサポートし、余力があれば通常学級の子どもの支援していただくのが一番いいのではないかと思います。

(伊丹委員長)

貴重なご意見ありがとうございます。やはり、その点は、保護者のかたに丁寧に説明していく必要があると思います。時間を極端に減らすのではなく、交流及び共同学習のなかでは、支援学級籍の子どもたちを優先していくべきであると思います。ここは誤解のないようにしなければなりません。しかし、ずっとその子どもにばかりについていると、その子どもの学びの機会をなくしてしまう可能性もあります。過剰な支援はやめて、余裕が出てきた段階で、他の子

どもを支援していく、これが「(仮称)学びの充実サポーター」であるというように捉えていくことが必要だと思います。

(柳原委員)

そのように先生がたと一緒に、これからのことを考えていけたら大変心強いですが、身体介助などの生活介助をすることが仕事だと思い、この職に就かれているかたもいます。そのため、介助員のなかには、学習支援が中心になるのであれば、少し不安に思われるかたもいらっしゃると思います。また、学習支援といっても、教員免許がないかたもいるため、それは教科を指導するというのではなく、先生がされている授業のなかで、少し退屈にしている子どもや、学習に意欲が向いてなさそうな子どものところに行き、サポート的な声かけをするというのが、私たちの仕事だと思っています。そのため、業務の内容をきちんと精査し、誰がその職についても、きちんとサポートできるようにすることと、学校のなかでどのような位置付けなのか、どのようなことに気をつけなくてはならないなど、研修を通して、一から十分に現在働いている全介助員にお願いしたいところだと思っています。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。本当にそのとおりでと思います。やはり研修が大事だと思います。また、あくまでも「(仮称)学びの充実サポーター」ですので、指導は先生がすべきだと思います。そのため側面的なバックアップのような形で、行っていただきたいです。今までこのワーキンググループ内で提案された対応例、これ以外の方策に関して、どうでしょうか。ここも含めて、ご意見賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。特に、支援担当の谷口先生いかがですか。

(谷口委員)

小学校は生活面での介助がメインである一方、中学校では学習面の介助がメインです。実際に授業でわからないところがあれば、教えに行くなど、少し抽出して、提出物のお手伝いをしたりや、そのあたりの介助の仕方というのも小学校と中学校で違ったりはしているので、明確なラインを決めるということでも、その小学校と中学校との行っている内容の違いということも、話し合いの中に入れていただく必要があると思いました。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。中学校と小学校は、教科担任制と学級担任制が大きく違います。そのため中学校ならではの役割も、議論していかないといけないことだと思います。その他、ご意見ございませんか。

(今村委員)

介助員の業務内容をきちんと精査し、支援チームだけでなく、教職員の管理職も含めて、研修を通して、みんながどのような役割で動くということをきちんと共通理解する必要があると思いました。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。共通理解、役割分担がキーワードになると思います。今回は、時間が限られていますので、次に移らせていただきます。

案件1-2、「ユニバーサルデザイン(UD)の授業や学級づくりなど基礎的環境整備の充実」についてです。これに関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

案件1-2 ユニバーサルデザインの授業や学級づくりなど基礎的環境整備の充実

○資料に基づいて事務局から説明

(伊丹委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明に関してご意見ございますか。「ともに学びともに育つ」理念を大事にしていかなければなりません。この教育についての認識を再認識するために、研修を継続していくことが必要だと思います。これに関して、ご意見やご質問はございますか。

(野口委員)

「ともに学びともに育つ」教育についてですが、研修を継続し、理念について知っていくことが非常に大切だと思います。また、どの学校や自治体でも、どのように具体的に実践していくのかという点が課題となっています。特別支援教育では当たり前と言われていたことですが、現在、通常の学級においてもより個々に合わせた学びを提供するために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を行おうという流れに全国的にはなっています。そのため箕面市が持っている素晴らしい理念や良い部分は継承しながら、一方で、進化させていく方向性が大事だと思います。具体的には、これまでの一斉指導のように、先生の話聞き、理解し、ノートに書くという方法に合わない子どもについては1対1のタブレットで、電子教科書を見ながら必要なところを確認し、ロイロノートに書くというように、ICT等活用しながら、全ての子どもに合う授業スタイルはどのようなものなのかと研究し、若手のかたや通常学級の先生がたにも検証できれば、一斉指導で支援が必要だった子どもの支援が必要ではなくなる場合もあるかと思っています。このような方向性で基礎的環境整備を検討していただきたいと思っています。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。国も多様性を認めています。多様性がある当たり前です。研修を積み、学級にいる全ての子どもたちが満足できる授業をつくっていく必要があると思います。その他、ご意見やご質問ございますか。

(つばさの会代表)

現在、校内でタブレットを活用されていると思いますが、子どもにとって持ち物が多く、重たいという課題があります。今後、タブレットに教科書が入るといったようなことはありますでしょうか。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。これは現場の先生がたにお伺いしたいと思います。荷物は軽減できそうですか。

(橋本委員)

教科書がA4判になり、大きく、重たくなっているので、家で必要ない場合は教室のロッカーに置いていてもよいとしています。今後、デジタル教科書になるのか私もわかりませんが、そうなるとすれば、荷物もさらに減ると思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。この前、子どもと関わった際に、かばんを持たせてもらったら、とても重たかったです。マルチメディアデイジーを使用したりなど、教科書をICT機器で読むことができるような環境になれば、子どもの負担軽減に繋がると思います。その他、ご意見ございますか。

次は、「合理的配慮に係る研修を学級担任向けにも実施する。」についてです。これに関して、ご意見ございますか。

(中西委員)

支援教育や合理的配慮について、支援担任が介助員と進めている一方、学級担任はできていないという課題がありました。私が授業をしていた頃は、支援の子どもたちが必ず関わることができる場面をつくることを教職員同士で取り組んでいました。しかし、この「ともに学びともに育つ」という理念が若い先生がたには、なかなか通じていないと思います。そのため、昨年から本校では、全体の授業のところのなかに、子どもたちが何か関わることができるような場面を学級担任が、授業のなかにつくっていくということに取り組んでいこうとしています。教員は研修等を含めて色んなことをしなければなりません、とりわけ、箕面市はこの点を行っているということを強調して、全体で確認させていただきました。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。小田委員、以前、大阪府で作成した個別の指導計画と教育支援計画のなかに、合理的配慮を記載する案がありましたが、それに関してはどうですか。

(小田委員)

合理的配慮というのは、通常学級で行うことが多いと思います、合理性とは、集団参加に必要な変更調整であるため、支援学級のように1対1であれば、それは合理的配慮のなかに含まれている部分があり、指導の工夫や配慮となります。つまり、ある程度の小集団のなかで当たり前に行うことは、合理的配慮と言わなくてもいいと思います。そのため、合理的配慮の考え方や、クラスのみならずへの周知の仕方が大切になると思います。また、個別の指導計画と教育支援計画では、学校のみならず、一歩外に出ても活用出来るよう、集合参加のために必要な点を記載することが、この合理的配慮として大切だと思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。一般の中で、子どもたちが困らない環境を作っていくためにも、合理的配慮は必要だと思います。そのため、通常学級における合理的配慮の考え方を市独自で指導計画に記載することで、「(仮称)学びの充実サポーター」が支援に入った際に、わかりやすいと思います。そして、このような工夫をしていく必要があると思います。

続きまして、「どのような研修を行うことが効果的か。」についてです。これに関して、ご意見ございますか。

(新居教諭)

本校では、7月26日に校内研修を予定しています。支援学校のリーディングスタッフの先生に来ていただき、自立活動と合理的配慮をテーマに、担任の先生も含めて、研修をします。今までは、合理的配慮や自立活動は支援担任や介助員、通級の研修と思い込んでいたところがあったかと思うので、学校としても一歩踏み出せたのではないかと思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。全ての先生を含めた校内研修していくことが重要だと思います。その他、ご意見ございますか。

(野口委員)

障害者の権利を保障するという観点から、通常学級の先生も合理的配慮について学ぶ方がよいと思います。高校受験や大学受験、就職において、自分で意思表示し、交渉、合意形成をしていく権利があるので、子どもたちの将来のためにも校内研修等を通して先生がたに伝わりやすい形で行っていただきたいと思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。全てのかたを含めて研修を行うことが大切だと思います。その他、ご意見ございますか。

(小田委員)

研修についてですが、できれば事例を通して検証していただきたいと思います。以前、自閉症の子どもがなかなか学校に行かないので、先生に「迎えに来てほしい」という連絡がありました。先生が迎えに行くと、その子どもは何事もなかったように登校し、授業を受けることができたため、保護者から「毎日迎えに来てほしい」と言われたそうです。これは合理的配慮かと校内研修で向うと色々な意見がでました。そのため、特別な配慮と合理的配慮は別であるという説明をしなければなりません。このようなことがあるため、事例を通して研修をしていただくことが1番現実的だと思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。やはり先生がたにとって過度な負担になるような配慮はよくないと思います。では、案件1-3「教職員の専門性の向上」についてです。これに関しまして、事務局から説明をお願いします。

案件1-3 教職員の専門性の向上

○資料に基づいて事務局から説明

(伊丹委員長)

説明、ありがとうございました。まず、「教員の視野を広げるための方策（採用後の支援担任の経験、特別支援学校教諭免許の取得サポート）を検討する。」と「支援教育に対する知識や理解を深めるための研修を実施する。」についてご意見やご質問はございますか。

(ゆうやけの会代表)

採用後、どのぐらいで支援担任を経験するなどの決まりはありますか。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

これはあくまでも対応例として示されただけですので、今現在、採用から何年後の先生が経験するという、そのような形の明確なルールはありません。

(ゆうやけの会代表)

今後これが採用された場合には、決めていくわけですね。明確なルールとして決められた場合、例えば、新任の先生いきなり支援担任になられるということがあっては、親として不安というのはあります。

(伊丹委員長)

柴田教職員人事室長からもご意見いかがでしょうか。

(事務局：柴田教職員人事室長)

現在、新規採用教職員につきましては原則4年で異動対象、初任校以降につきましては、原則6年で異動対象です。また、文科省から、特別支援教育の専門性高めるために、採用後10年以内に、特別支援教育を数年経験することが示されております。この異動の中でどのような形で経験していただくかについては今後考えていかないといけないと思っております。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。その他、ご質問やご意見ございますか。

(新居教諭)

色々なかたが支援担任を経験するというのは、すごくよいと思いますが、年数に縛りをかけてしまうと、校内人事を決めることが大変になります。また、支援体制が頻繁に変わることも、子どもにとってもよくないですし、理想的ではありますが、これを縛りにしてしまうのはあまりよくないと思いますので、慎重に考える必要があると思います。

(伊丹委員長)

現場ならではの貴重なご意見ありがとうございます。文教論、中学校の現場はどうですか。

(文教論)

支援担任をした際に、未経験の先生ばかりが集まってしまうと、バランスが悪くなってしまいますので、専門性を持って、指導できるかたを必ず残す等の工夫が必要かと思います。また、新居委員がおっしゃったように、年限を単純に決めてしまうということは不安があります。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。このあたりは柔軟に行う必要があると思います。小田委員、免許に関して、ご意見ございますか。

(小田委員)

管理職になるという視点からも、支援教育を数年経験する必要があるのではないかと、特別支援教育が始まる平成14年、15年から言われていました。この話がまた出てきたということで、支援教育は担当のかたが行うという考えから、全員が担当すべきだという考え方になればよいと思います。しかし、中学校における運用の仕方については限界があると思います。各教科担当が決まってから、支援学級になるからです。また、認定試験についてですが、認定試験では3年間の教員経験することと、6単位の取得で二種免許が取得できます。そのため支援学校の保有率が30、40%から70、80%になってきています。大阪教育大学と大阪大谷大学で取得できます。6単位を6日で取得するという大変さはありますが、3年間の経験で特別支援学校の免許が取得できれば、支援教育がさらに充実していくと思います。

(伊丹委員長)

本当に、これは我々、もう待ちに待ったことであり、大きく門戸が開いていったということです。今までは、1年で1単位しか取れなかったが、これからは、1年で全部取れるようになります。支援学校の先生だけでなく、全ての先生がたが免許を取得することができるようなシステムを今後もつくっていければよいと思います。また、小田委員も箕面市の研修に来ていただいて、事例をもとに研修を組むことができれば、さらに充実していくのではないかなと思いました。その他、ご意見ございますか。

続きまして、「国の方策に『採用10年以内に特別支援教育を複数年経験』と記載があるが、箕面市でも導入すべきか。」について検討したいと思います。野口委員、どうですか。

(野口委員)

私が出席した国の検討委員会では、具体的に10年という文言は出ていませんが、先生がたの専門性を高めるために10年以内に経験するほうがよいのではないかという案が出たというふうに聞いております。先生がたがおっしゃられるように、果たして縛りを設けるべきかについては考えなければなりません。例えば、管理職になる前に経験するというようなキャリアアップのステップとして設けるという運用もよいかと思います。専門性を高めたい先生ほど特別支援に詳しくなるような設計などができればよいのではないかと思います。そして、大切になるポイントは、誰が担当しても不利益が子どもにいかないようにする仕組みをつくることだと思います。そのため、これまでも議論してきたような個別の教育支援計画や指導計画の質を上げていくということも含め、先ほどの支援員さんの役割という部分も関わってくると思いますので、そういった仕組みとセットで考えていくとよいのではないかなと思いました。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。やはり単に年数で決めるのではなく、先生がたのキャリアに応じて考えていくという視点も、踏まえていくことが大事だと私も感じました。

続きまして、「導入する場合、何年程度、教諭を経験した後に、支援担任を経験することが適当か。」についてですが、子どもたちに多様性があるように先生がたにも多様性があるとい

うことを認めながら行っていかなければならないと感じました。ワーキンググループ内で提案された対応以外の方策はどうですか。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

事務局から1点確認です。ワーキンググループ内で提案された対応例で、特別支援学校の教諭の免許の取得をサポートというところがありますが、ここにつきましては、サポートしていくことが望ましいという方向性でよいか、ご確認をお願いいたします。

(伊丹委員長)

これに関しては問題ございません。取得をサポートすることは、やはり大事だと思います。学びたいと思う先生がたを募り、学び直すことができる体制を整え、ニーズに応えることも必要です。

では、案件1-4、「支援教育コーディネーターの役割の明確化」について、事務局から説明をお願いします。

案件1-4 支援教育コーディネーターの役割の明確化

○資料に基づいて事務局から説明

(伊丹委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、ご質問やご意見ございますか。

(野口委員)

非常にいい方向性だと思いました。やはりコーディネーターの先生の役割というところで、支援学級の在籍ではないが、支援が必要な子どもたちを把握し、それぞれに必要な支援の調整を、校内委員会で指導していくことも大きな役割になるかと思います。しかし、通常どおりの業務をしながらでは、かなり無理があると思いますので、専任化という方向性で、どうしても難しい場合は子どもたちの数を減らすなどの対応をしていただくというのは、とてもいい方向性だと思いました。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。今後、ますます支援学級や、通級指導教室を充実していくならば、なおさら、支援教育コーディネーターの専任化は欠かせないと思います。この件について、小田委員いかがでしょうか。

(小田委員)

私は、コーディネーターの経験がありません。平成15年に全国第1回のコーディネーターの研修があり、大阪代表として、私と伊丹先生が行きました。私は当時、指導主事だったので、指導主事はコーディネーターになれないと言われ、伊丹先生が大阪府のコーディネーターの第1号になりました。その当時関わっていたコーディネーターのかたたちは、現在ほとんど退職されましたので、もう一度「コーディネーターとは」というところから研修が必要になるかと思います。

隣の池田市は、コーディネーターが、1つの学校に5人ぐらいいます。必ず複数で行うということをしたのが池田市だったと思います。1つの学校で1人のコーディネーターというところは逆に少なく、2人が1番多いと思います。考え方については調整していかねばならないと思いますが、専任のコーディネーターがいるとよいと思います。また、現在、支援学校で専任でいるのは、生野と佐野の2か所ぐらいです。専任をつけていかないという話を行っている最中ですが、校内研修や対外的な交流もあるため、専任は立場的に大変になります。

その中での課題は、コーディネーターが権限を持っていないことです。進路指導者とかは、言えば自分で動くことができる権限を持っていますが、コーディネーターは管理職の指示のもとでしか動けないです。私は、コーディネーターももう少し権限を持ち、色々、自主的に

主体的に動くことができる、そのような立場にしてほしいと思っています。そのため、専任というものがあればよいと思っていますところでは。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。支援教育の推進リーダーはあくまでも管理職です。そこから指示を受け、動いていくためには、動きやすいように専任化していくことが大切となります。

全体を通して、その他、ご意見ございますか。案件1－5「前回の委員会の検討事項に関する再認識」ですが、時間の都合上、省略させていただきます。では、事務局より次回の開催についての説明をお願いいたします。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

次回の開催は、8月9日火曜日を予定しております。開催時刻、開催方法は、今回と同様に18時半からZoomにて開催したいと思います。よろしくをお願いいたします。

(伊丹委員長)

8月9日は参加が難しいです。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

再度調整し、開催日を決定します。

(伊丹委員長)

以上をもちまして、令和4年度第4回箕面市支援教育充実検討委員会を閉会します。